

銀行を通じた損保商品販売についての
基本的な考え方

2007.10.3

(社)日本損害保険協会

銀行等が販売できる損保商品の範囲

現在販売できる主な商品

住宅関連長期火災保険
個人向け火災保険
積立火災保険
年金払積立傷害保険
積立傷害保険
海外旅行保険
個人向け賠償責任保険
...など

販売できない主な商品

自動車保険
事業関連保険
団体扱い、団体契約
傷害、医療保険
...など

募集ルールと弊害防止措置

保険業法における規制

全保険募集人に対する規制

1. 虚偽説明、重要事項不説明

販売勧誘新ルール

【監督指針】

- ・契約概要・注意喚起情報
- ・意向・ニーズ確認
(適合性原則) 等

2. 虚偽告知推奨
3. 告知妨害、不告知勧奨
4. 不当な乗換募集
5. 特別利益の提供
6. 不当な比較募集
7. 断定的な判断の禁止
8. 構成員契約規制
9. 圧力募集

等

銀行等に対する固有の弊害防止措置

【全商品共通】

1. 非公開情報保護措置
顧客の非公開金融情報及び非公開保険情報の流用防止のための措置
2. 抱き合わせ販売の禁止
信用供与の条件として保険募集をする行為その他の自己の取引上の影響力を行使した販売の禁止
3. 法令遵守責任者の配置
営業単位毎にコンプライアンス責任者の設置を義務付け
4. 募集指針の作成、公表
保険募集の公正を確保するため、保険募集指針の策定、公表の義務付け 等

【第3次解禁商品以降】

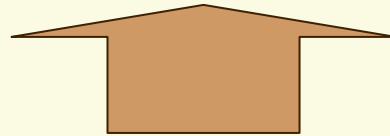
1. 融資先販売規制
事業資金融資先に対して手数料を得て行う保険募集の禁止
2. 担当者分離規制
事業資金の融資業務と保険業務の担当者を分離
3. タイミング規制
融資の申込者に対する融資審査期間中の保険募集を禁止
* 融資先販売禁止及びタイミング規制については特定関係者も対象

銀行法
施行規則
における規制

独占禁止法
における規制

銀行を通じた損保商品販売についての 基本的な考え方

基本は顧客利便の向上と契約者保護



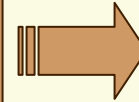
ルール : 保険募集人共通の規制 + 弊害防止措置

プリンシプル

- 販売者(代理店)としての責任を全う
- 保険者としての責任を全う

販売者としての責任について

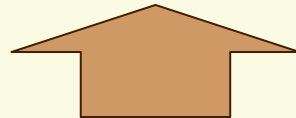
- 適合性原則に従ったお勧め
- 適切な説明



顧客満足
契約者保護



不満足
苦情



募集の態勢整備(組織体制とルール)

適切性の確認・検証の態勢整備

内部監査

経営管理

保険募集の委託・管理のルール①

保険業法施行規則第53条の3の3

(銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置)

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等(法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。以下この条、第三編第一章及び第二百三十四条において同じ。)である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

保険会社向けの総合的監督指針Ⅱ-3-3-9-1

Ⅱ-3-3-9-1 銀行等に対する保険募集の委託・管理

- (1) 銀行等に対して保険募集の委託を行うにあたり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、以下の措置が講じられているか。
 - ① 銀行等への委託に関して、以下の内容を含む方針を定め、これを踏まえて委託の内容を定めること。
 - ア. 銀行等への委託の考え方及び委託する銀行等の選定の考え方
 - イ. 委託する保険種目及び想定される販売量(その達成を委託の条件とするものではないことに留意すること。)
 - ウ. 銀行等に対する販売支援(研修等)に関し保険会社が行う業務の内容
 - ② 保険募集手数料について、保険会社の経営の健全性の確保及び銀行等による保険募集の公正の確保の見地からみて妥当な設定を行うこと。
- (2) 銀行等に対する保険募集の委託を行っている保険会社は、自らの経営管理の一環として、その業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、以下の措置を講じているか。
 - ① 銀行等による保険募集の状況を的確に把握すること。
 - ② 銀行等による保険募集が保険会社のリスク管理能力を超えて著しく増大した場合、又は特定の銀行等に対する保険募集の依存の水準が当初の委託方針に比して著しく高くなった場合には、その原因について検討し、必要に応じて適切な対応を行うための態勢を整備していること。

保険募集の委託・管理のルール②

(公正取引委員会運用基準)

「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(H16年12月1日 公正取引委員会)

第2部 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について

第2 金融機関の業務範囲の拡大に係る不公正な取引方法

2 銀行等の保険募集業務に係る不公正な取引方法

(3) 委託元保険会社に対する不当な干渉

銀行等が、販売チャネルを当該銀行等に依存せざるを得ない委託元保険会社に対し取引上優越した地位にあると認められる場合において、例えば次のような行為を行い、委託元保険会社に対して、正常な商慣習に照らして不当な不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となる。

- ① 銀行等が、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、委託元保険会社に対し、取扱手数料の大幅な増額等自己の利益を図るために、例えば、当初予定していた販売数量を著しく超過した引受けを受け入れさせるなど、保険の過度の引受けを行うことを事実上余儀なくさせること。(取引強制、優越的地位の濫用)
- ② 銀行等が、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、委託元保険会社に対し、保険の販売量確保のために、保険の引受リスクを著しく上昇させるような一般的な審査基準の緩和や、加入申込みに対する個々の審査の緩和を行うことを事実上余儀なくさせること。(取引強制、優越的地位の濫用)